

(写)

答 申 書

特別職の報酬等の改定について

平成26年12月15日

芦屋市特別職報酬等審議会

平成26年12月15日

芦屋市長 山中 健 様

芦屋市特別職報酬等審議会
会長 岩田 弘三

特別職の報酬等の改定について（答申）

平成26年10月24日付け芦総職第256号で諮問のあった標記のことについて、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1 改定すべき額及び改定の時期について

(1) 改定すべき額

特別職の職員の報酬等の額は、次のとおり改定することが適当である。

区 分		改定すべき額	現 行 額	増 減 額	※平成 19 年 改定前の額
		円	円	円	円
市 長	給料月額	1,061,000	836,000	225,000	1,072,000
	地域手当	0	83,600	△83,600	107,200
	計	1,061,000 (10%の引下げ)	919,600 (22%の引下げ)	141,400	1,179,000
副市長	給料月額	885,000	724,000	161,000	894,000
	地域手当	0	72,400	△72,400	89,400
	計	885,000 (10%の引下げ)	796,400 (19%の引下げ)	88,600	983,400
教育長	給料月額	732,000	614,000	118,000	740,000
	地域手当	0	61,400	△61,400	74,000
	計	732,000 (10%の引下げ)	675,400 (17%の引下げ)	56,600	814,000
議 長	報酬月額	737,000 (5%の引下げ)	698,000 (10%の引下げ)	39,000	776,000
副議長	報酬月額	653,000 (5%の引下げ)	618,000 (10%の引下げ)	35,000	687,000
議 員	報酬月額	591,000 (5%の引下げ)	560,000 (10%の引下げ)	31,000	622,000

※平成 19 年改定前の額は、現行額に改定する前の条例本則の額。なお、改定すべき額及び現行額の欄の括弧書きは、平成 19 年改定前の額に対する引下げ率を記載している。

(2) 改定の時期

市長の給料の額は、平成 27 年 6 月 11 日から、副市長の給料の額は、平成 27 年 7 月 1 日から、教育長の給料の額は、平成 27 年 4 月 1 日から、市議会議員の報酬の額は、平成 27 年 6 月 11 日から改定することが適当である。

2 改定すべき額等の考え方

(1) 基本的な考え方

わが国の最近の経済情勢を見ると、内閣府の平成26年10月の月例経済報告によれば、平成26年4月の消費税率引き上げに伴い、個人消費は足踏み状態になっており、また企業収益についても改善に足踏みがみられるという見解になっているものの、総論としては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって景気は緩やかな回復基調が続いている見解となっている。

本市の財政状況を見ると、歳入面では、「三位一体の改革」による個人市民税の税率のフラット化や長引く景気低迷の影響などから市税収入が減少し厳しい状況が続いていたが、景気が徐々に回復傾向にあることを受け、市税は回復の兆しが見え始めている。また、歳出面では、震災復旧・復興事業により、市債残高（一般会計）は平成13年度には約1,119億円と震災前の4倍以上の額まで膨れ上がったが、積極的な借り換え抑制や繰上償還を行うなど借入金を確実に減らして財政構造の改善を図る取組を進めてきた結果、平成25年度末には約542億円まで減少している。

一方、自治体を取り巻く環境を見ると、地方分権改革の推進により、国と地方の役割分担が明確にされ、自治体にはこれまで以上に自己決定・自己責任に基づく自立した行政経営が求められている。また、少子高齢化・人口減少社会の到来、個人の価値観やライフスタイルの変化による行政に求められるニーズの多様化など自治体経営は大きな転換期を迎えており、市長等特別職や市議会議員の果たす職責及び社会的役割等は、今後さらに大きなものになっていくことが見込まれる。

これら社会経済情勢、本市の財政状況、特別職等の求められる職責等を総合的に勘案し、あるべき特別職の報酬等の額を審議していくこととした。

なお、審議するに当たっては、次の資料を参考にしながら意見交換を行い、全委員が納得できる方向で結論が得られるよう論議を行った。

<参考資料>

- ア 阪神7市 特別職の給与月額の比較
- イ 阪神7市 市議会議員の給与月額の比較
- ウ 阪神7市 平成25年度財政状況等の比較
- エ 芦屋市 財政状況の推移
- オ 兵庫県下 特別職の給料月額及び議員の報酬月額の比較
- カ 兵庫県下 特別職及び議員の手当の比較
- キ 類似団体における特別職の給料月額及び年収の比較

- ク 類似団体における市議会議員の定数・報酬月額及び年収の比較
- ケ 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正案（概要）
- コ 阪神7市 特別職の退職手当改定状況
- サ 兵庫県下 特別職の退職手当の比較
- シ 芦屋市 特別職の給与及び議員の報酬制度の概要
- ス 芦屋市 特別職の給料月額及び議員の報酬月額の改定経過
- セ 芦屋市 特別職の給料月額及び議員の報酬月額の削減経過
- ソ 財務統計（平成21～25年度）による他都市との比較
- タ 類似団体196市の財政状況の比較（平成24年度決算）
- チ 兵庫県下29市の財政状況の比較（平成24年度決算）
- ツ 阪神7市の財政状況の比較（平成24年度決算）
- テ 芦屋市の財政状況の推移（平成5年度～平成25年度決算）
- ト 芦屋市の基金残高の推移（平成5年度～平成25年度決算）
- ナ その他関連資料

(2) 改定額の考え方

ア 市長等特別職の給料についての考え方

市長等特別職は、地方公務員法の適用を受けない特別職であり、その給与については、従来からその職責と責任の度合い、近隣都市や類似団体との均衡、一般職の職員の給与との均衡、その他の諸事情を総合的に勘案して検討を行っているが、阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う費用負担の増大や長引く不況の影響等による財政危機の中で給料等の額については平成19年4月1日改定以降、7年間据え置きのまま現在に至っている。

前回の審議会では、従来からの考え方に加え、本市の置かれている財政状況、市民感情等を特に考慮して審議を行った結果、平成14年10月1日から平成19年3月31日までの間に特別職が自主的に行ってきた給料の減額措置（市長20%、助役[※]17%、収入役[※]15%）を更に2%を引き下げ、市長の給料月額については1,072,000円を836,000円（22%の引下げ）に、助役[※]については894,000円を836,000円（19%の引下げ）に、収入役[※]については740,000円を614,000円（17%の引下げ）にすることが適当であると決定された。

[※]地方自治法の改正により、平成19年3月31日で助役及び収入役制度は廃止された。助役は現在の副市長に改められ、収入役は現在一般職の会計管理者を置いている。

なお、教育長は諮問の対象ではなかったが、従来から当時の収入役と同額としてきたことから、現在17%の減額を行っている。

そのため、今回の改定に当たっては、従来からの考え方に加え、前回の改定で特に考慮された本市の財政状況が当時と比較してどのような状況にあるかを特に考慮して審議を行った。

審議の中で委員から、

- ・ 人口減少・少子高齢化、医療や福祉の問題など、今後の自治体経営を取り巻く情勢はまだまだ厳しいものがある。今回は現状維持とし、今後の状況を見定めてから改定の議論を行うのが妥当である。
- ・ 行政の長であり、その長になる人の意識は過去とはずいぶん変わってきている。市長という仕事として意識を高く持って欲しいし、行政の長としてリーダーシップを取っていただけるような金額がいい。
- ・ 芦屋の財政は資料から見ても健全になってきていると思う。個人市民税の1人あたりの納税額は常に日本一。財政が健全化に向かっている中で、市長をはじめとしたトップクラスの給料については日本の各自治体と比較してもトップレベルの水準にすべき。
- ・ これまで震災を機に引下げをしてきたが、本来の芦屋市の姿を考えても、今のままでいいのかどうか。個人的には少しでも上げる方向で考えるべき。
- ・ 優秀な人材が芦屋市の要職に就いていただけるように魅力ある給与体系にすべき。
- ・ 市債残高が平成25年度末時点で約半分まで減らしてきている。市民病院の改革についても、当時大赤字を出していたものを今では現金ベースで黒字が出る状態にまできている。今の特別職が努力をしている姿を市民は見ている。それだけに現状よりも上げてもいいのではないのかという市民感情はあると思う。

などの意見が出され、論議を重ねた結果、前回の答申における引下げ率を緩和することにより現行の金額から改定する方向で意見が集約された。

イ 市長等特別職の地域手当

特別職に支給している地域手当は、平成17年12月に地方自治法が改正され「調整手当」が「地域手当」に改められる以前から、調整手当として給料月額10%を支給してきた。この地方自治法の改正により、平成18年4月1日から地域手当として給料月額10%を支給しているところである。

この地域手当の審議について、委員からは、

- ・ 地域手当については退職手当を計算する際には含まれないので、退職手当の額が低く抑えられる。
 - ・ 特別職に対して国家公務員の地域差を反映する手当を支給することは市民に分かりにくい。
 - ・ 答申する給料の額に別途加算しているかのような誤解を生む。
 - ・ 特別職に地域手当を支給している類似団体や兵庫県下の市は少なく、阪神間でも地域手当を別に支給せず、給料月額のみとしている自治体がある。
 - ・ 一般職員と特別職の地域手当の支給率が異なっていることから考えても、既に地域手当を別に支給するという理屈が通っていない。
- などの意見が出され、論議を重ねた結果、地域手当については廃止し、給料月額に含める方向で意見が集約された。

ウ 市長等特別職の給料

これまでの改定に当たっての意見集約により、まずは現在の特別職の給料月額を、給料月額と地域手当の合計額（市長の給料月額については919,600円、副市長については796,400円、教育長については675,400円）とみなし、平成19年改定時の引下げ率をどの程度緩和するかを審議した。

審議の中で委員から、

- ・ 財政状況が改善に向かっていると云っても、その取組は終わったわけではない。今後もしっかり取り組んでもらう必要がある。
- ・ 他市と比較して財政力も高く、自主財源比率も高いことから、積極的に借入金を確実に減らして財政構造の改善に取り組んでいることは理解するが、その結果、財政指標はあまり良い数値とは言えない。今後この数値の推移に注視していく必要がある。
- ・ 従来からの改定の考え方にに基づき、阪神間の特別職の給与水準との均衡は考慮すべき。その比較の中で引下げ率をどれだけ戻すのかを考えるべき。

などの意見が出され、議論を重ねた結果、前回の答申における引下げ率（市長22%、副市長19%、教育長17%）を「給料月額と地域手当の合計額に対し、引下げ率10%の水準まで戻した額を給料月額とする」こととし、市長の給料月額については1,061,000円、副市長については885,000円、教育長については732,000円とし、地域手当については廃止することが適当であると決定した。

エ 市議会議員の報酬

市議会議員は非常勤の特別職であり、その報酬額については、市長等の常勤の特別職の給料とは、現行制度及び職務の性格上異なるものである。しかしながら、今日における市議会議員の職務については、社会経済の変化に伴い、ますます多様化、高度化する行政需要に対して、市民の要望と期待に応えるためには、議会活動はもとより、市民各層の意見を的確に市政に反映させるための調査研究等の活動が求められており、その職務は多様化、専門職化してきているため、専門職化、專業職化への傾向はますます強くなっている。

議員報酬については、常勤職員と同一視できないにしても、少なくとも市民の代表としてその職責を果たす上でふさわしい報酬の額であることが望ましく、従来からその職責と責任の度合い、近隣都市や類似団体の議員報酬の額を参考にして検討を行っているが、市議会議員の報酬についても、市長等特別職の給料と同様に、平成19年6月11日改定以降、7年間据え置きのまま現在に至っている。

前回の審議会では、市長等常勤の特別職の給料の改定と同様の趣旨で審議を行った結果、平成17年6月1日から平成19年6月10日までの間に議員が自主的に行ってきた報酬の減額措置（議長、副議長及び議員ともに5%）を更に5%引き下げ、議長の報酬については776,000円から698,000円に、副議長については687,000円から618,000円に、議員については622,000円から560,000円に、それぞれ10%引き下げることが適当であると決定された。

今回の改定に当たっては、市長等特別職と同様の考え方にに基づき、また、近隣都市との均衡も考慮しながら審議を行った。

審議の中で委員から、

- ・ 市長等特別職については、前回カット前の約半分を戻す方法が取られているため、同様の考え方をを用いると、10%のカット分の半分を戻すことが適当である。
- ・ 阪神間7市で現在の報酬月額を比較すると、5番目の水準になっている。市長については、今回の審議会で阪神間7市の中で3・4番目の水準となるため、同様の水準になるようにすればいい。

などの意見が出され、論議を重ねた結果、前回の答申における引下げ率（議長・副議長・議員それぞれ10%）を5%の水準まで戻した額を報酬の額とすることとし、議長の報酬については737,000円、副議長については653,000円、議員については591,000円とすることが適当であると決定した。

3 改定の実施時期

市長等常勤の特別職の給料の額及び市議会議員の報酬の額は、市長等常勤の特別職、市議会議員各々の任期満了日が近いことから、それぞれ次期任期から改定することが適当であるとし、市長の給料については平成27年6月11日、副市長の給料については平成27年7月1日、教育長の給料については平成27年4月1日、市議会議員の報酬については平成27年6月11日から改定することが適当であるとした。

4 結び

以上のように本審議会は、本市を取巻く諸情勢等を総合的に勘案しながら、公平な立場から慎重に審議を重ねた結果、引上げ改定となるこの答申を決議するに至った。本答申を尊重し報酬額等を改定されることを要望する。

なお、今後市の行財政状況や社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、審議会を設置し、特別職報酬等の見直しを行うことが適当であることを申し添える。

市長等三役並びに市議会議員におかれては、その職責の重大さと市民の信頼と期待の大きさを再認識され、より一層の努力をされることを切望する。

◇審議会開催状況

	開 催 日	内 容
第1回	平成26年10月24日(金)	委嘱, 諮問, 参考資料の説明, 報酬改定等の審議
第2回	平成26年11月7日(金)	参考資料の検討, 報酬改定等の審議
第3回	平成26年11月19日(水)	報酬改定等の審議, 退職手当の検討
第4回	平成26年11月29日(土)	答申(案)及び意見書(案)の審議

芦屋市特別職報酬等審議会

会 長	岩 田 久三
副 会 長	内 山 忠一
委 員	麻 木 邦 子
委 員	岩 尾 實
委 員	新 谷 勝 新
委 員	高 原 利 栄 子
委 員	津 川 雅 勇
委 員	夏 川 龍 也
委 員	西 畑 洋 子
委 員	船 橋 久 郎